

相続対策チェックシート

あなたは『相続対策』できていますか？このシートで簡単にチェック！

1/2

項目	手続 対策	争族 対策	資金 対策	節税 対策	相続アドバイザーからひと言
法律上、誰がどれくらいもらう権利があるか正確に知らない <input type="checkbox"/>	●				遺産分割協議は相続人全員でするのである必要があるので、法律上、相続人が誰で相続分がいくらかを知ることが、すべての対策のスタートです。戸籍を遡って確認すると隠し子や養子縁組等の相続人が判明することもあります。
相続手続に期限があることを知らない <input type="checkbox"/>	●				期限が短いものでは、相続放棄の手続は、相続が開始されたことを知ってから3カ月以内、準確定申告・納付は4ヶ月以内など。備えがないと親族を失った悲しみの中、手続のために時間に追われることになります。
相続財産がどのくらいあるのかよく知らない <input type="checkbox"/>	●	●			相続財産の種類と総額によって、必要な対策が変わってきます。財産の全容がわからなければ、誰が何をどれだけ相続するのか、といった遺産分割協議も進みません。
相続財産に負債がありそうだ <input type="checkbox"/>	●		●		マイナスの財産も相続の対象です。連帯保証人になっている場合にも注意が必要です。相続放棄を検討する場合には、相続財産に手を付けてはいけません。信用情報機関への照会弁護士がお手伝いできます。
相続財産はほぼ自宅の持家のみである <input type="checkbox"/>		●	●		自宅不動産は分割しにくい相続財産の代表例です。相続人の一人が相続する場合には、他の相続人に対して対価を金銭で支払う必要が生じることもあります。
相続財産に既に死亡している人の名義の不動産がある <input type="checkbox"/>	●	●			不動産の売買には権利者全員の同意が必要となります。相続登記で名義変更ができていないと、権利者は相続によりネズミ算的に増え、全員の同意を得ることが困難な事態に陥ります。
不動産を含め、相続財産が4000万円近くはありそうだ <input type="checkbox"/>				●	2015年1月1日の税制改正で基礎控除額が減り、3000万円+600万円×相続人の数となりました。相続人の数にも依りますが、相続財産が4000万円ありそうな方は、一度、財産リストを作成してみることをお勧めします。
海外に資産(不動産、預金口座など)がある <input type="checkbox"/>	●				海外に資産がある場合、現地の法律や現地機関の要請に従い相続手続をすることになります。資産を把握するにも、相続手続を進めるにも、相応の時間と手間がかかります。専門家に相談することをお勧めします。
財産を受継ぐよう言われたが、遺言書があるかわからない <input type="checkbox"/>	●	●			法定相続分とは異なる割合で遺産を相続するに当たっては、遺言書がある方が無難です。仮に遺言書があったとしても自筆の遺言書の場合、法律で定められた要式が整っていないと遺言書としては認められません。
家族で相続について一度も話し合ったことがない <input type="checkbox"/>	●	●			相続については、一度や二度の話し合いで結論が出ることは稀です。相続手続には期限があるものもありますので、親族間でのコミュニケーションをしっかりとるが相続を円滑に進める秘訣です。
兄弟間で所得の差が大きい <input type="checkbox"/>		●			家庭が経済的に厳しい状況であったりすると、「少しでも生活の足しにしたい」との考えから、相手へ譲る気持ちを持たず、遺産分割協議がなかなかまとまらない事例が多くあります。
子どもの教育にお金をかけている兄弟がいる <input type="checkbox"/>		●			子供の教育にお金がかかる時期には、それぞれの家族が親からの援助をあてにしていることもあります。相続がこの時期に重なると、教育資金をねん出するために「譲れない」と思う気持ちが大きくなることもあるようです。
兄弟で就学期間中にかかった費用に差がある <input type="checkbox"/>		●			独立した生計を営むまでにかかった費用が違うことに不公平感を持っている兄弟は、遺産分割で調整したいとの考えを生じることがあるので、生前贈与の持ち戻しを主張されることもあるかもしれません。
兄弟が個性的で趣味嗜好や価値観が全く違う <input type="checkbox"/>		●			兄弟であれ、これまでの人生経験等から価値観が違うことは当たり前です。それが特定の財産に対する価値の見いだし方に現れると、たとえ兄弟仲は良くても、遺産分割協議が難航することもあります。

兄弟がそれぞれ親から受けた贈与を知らない	<input type="checkbox"/>		●		贈与は通常、遺産に持ち戻して遺産分割をします。贈与の事実を後から知って、不公平感などが分割の際のわだかまりになることもあります。相続が始まる前から、公平性を保つ努力が必要です。
親の介護をするのは特定の兄弟だけだ	<input type="checkbox"/>		●		親の介護をした相続人は、その負担への配慮を遺産分割に求めたり、他の相続人から親の預貯金を自分で使っていたとの嫌疑をかけられたりすることもあります。用途の明細記録や領収証を残しておきましょう。
兄弟の配偶者同士は交流がない	<input type="checkbox"/>		●		相続問題では相続人の配偶者からの問合せが多くあります。兄弟のように血が繋がっていない分、遺産分割に対する考えがシビアで、権利を強く主張する傾向があるようです。
疎遠になっている親族(相続人)がいる	<input type="checkbox"/>	●			遺産分割協議は相続人全員でおこないます。行方がわからない相続人は、法的手続に従って探す必要もあり、時間と手間と費用がかかります。相続人間での協議が困難な場合、弁護士が代理で交渉できます。
(親が)子連れ再婚をした	<input type="checkbox"/>		●		親権を持っていなくても実子は変わらず相続人です。再婚相手と連れ子の間には当然に親子関係が生じないので、連れ子は養子縁組しないと相続人にはなれません。
家族で事業経営をしている	<input type="checkbox"/>		●	●	株式なども相続財産です。事業を引継ぐ相続人が、経営に必要な資金を確保しようとする、遺産分割において他の相続人の遺留分を侵害してしまうケースもあります。事業継続のためには、前もっての準備が不可欠です。